

ミニサッカールール集

- サロンフットボール
- ガーデンフットボール
- ミニサッカー (8-a-Side)



ミニサッカー研究会

昭和 53 年 2 月 発行

はじめに

サッカーを愛好する方々なら誰でも、1日も早く日本中どこへ行ってもボールを足で扱っている風景が見られるようになることを願っています。老若男女が空地で、校庭で、体育館で、ボールを蹴っている姿が見られるようになるのはいつでしょうか。

“いつでも、どこでも、だれでも”という合言葉でミニサッカーが日本に生まれてもうどれだけになるでしょうか。20数年になる熊本のミニサッカー、やはりそれに近い歴史をもつ高知のミニサッカー、日本サッカー協会で制定されたミニサッカールール……

私共サッカーの素人も日本中がサッカーの環境になるよう願い、又何か役に立つことはないかと考えてきました。そんな気持ちから現在日本のそれぞれの地域で工夫され実施されているいろんなミニサッカーのルールを集めてみようということになりました。

こゝに集録されたミニサッカーのルールは、日本サッカー協会で制定されたミニサッカーのルールのように全日本的な広がりをもったものではありません。むしろ極めて限られた地域でさゝやかに工夫されこゝろみられているものです。土着のミニサッカーということでは、まず第1に熊本のミニサッカーのルールを載せなければなりません。熊本のミニサッカーのルールは、こゝに載せた他のルールに比較して、あまりに古い歴史を持っています。おそれ多いしそのアイデアはガーデンの根底ですので割愛しました。

サッカーのよくわからない私共が偏見に満ちあふれた心で集めたものですから極めて問題が多いと思います。

若干のエピソードを簡単に紹介します。 都会のビルの谷間で、山間の清流のそばの校庭で、雪に閉ざされた北国で、夜しか時間のない社会人が開放された小学校の体育館で、ぼちぼち楽しんでます。そんなさゝやかな活動がすこしでもお伝えできればと願うものです。

目 次

I 5-a-Side	1
(1) 子供達とミニサッカーの出会い	1
(2) 屋上でのミニサッカー大会	1
(3) フラワーフェスティバルの花	1
(4) 大人の執念	2
(5) 雪のサロンフットボール フェスティバル	2
II 6-a-Side	3
(1) ビルの谷間のガーデンフット ボールフィスティバル	3
(2) 南国水前寺公園のミニサッカー	3
III 8-a-Side	4
(1) 優雅なサッカー、チキンリーグ	4
サロンフットボール競技規則要約	5
第1条 競技場	5
第2条 ボール	6
第3条 競技者	6
第4条 競技者の用具	7
第5条 主審および線審	7
第6条 オフィシャル	8
第7条 競技時間	8
第8条 競技開始	9
第9条 インプレーおよびアウトオブプレー	9
第10条 得点	9
第11条 オフサイド	10
第12条 反則と不正行為	10
第13条 フリーキック	12
第14条 ペナルティーキック	12
第15条 スローイン	13
第16条 ゴールキック	14
第17条 審判法の簡易化	14
ガーデンフットボール競技規則要約	15
第1条 競技場	15
第2条 ボール	16
第3条 競技者	16

第4条 競技者の用具	16
第5条 主審	16
第6条 線審	16
第7条 競技時間	16
第8条 競技開始	17
第9条 インプレーおよびアウトオブプレー	17
第10条 得点	17
第11条 オフサイド	17
第12条 反則と不正行為	17
第13条 フリーキック	19
第14条 ペナルティーキック	19
第15条 スローイン	19
第16条 ゴールキック	20
第17条 審判法の簡易化	20
ミニサッカー(8-a-Side) 競技規則要約	21
第1条 競技場	21
第2条 ボール	21
第3条 競技者	22
第4条 競技者の用具	22
第5条 主審	22
第6条 線審	22
第7条 競技時間	22
第8条 競技開始	23
第9条 インプレーおよびアウトオブプレー	23
第10条 得点	23
第11条 オフサイド	23
第12条 反則と不正行為	24
第13条 フリーキック	24
第14条 ペナルティーキック	25
第15条 スローイン	25
第16条 ゴールキック	26
第17条 コーナーキック	26

フェイント

I 5-a-Side

(1) 子供達とミニサッカーの出会い

セルジオ君がある山間の小学校へサッカーを教えに——正確には、子供達とサッカー遊びをするために——出かけました。前日からの雨であいにく校庭は池になっていました。当然彼は気を利かして、室内用ボールを持って出かけました。体育館でミニゲームをはじめたら子供達は大喜び。照明のためピカピカ光る頭を持って見にきた校長先生は体育館でサッカーができるとは、とびっくり。それ以後、その小学生は雨が降るのが楽しみとか。雨が降ると、体育館でミニサッカーリーグを続けているからです。

さらに校庭の風景も大分違って、最初は小年用のサッカーゴールが1対あるだけだったのが、ハンドボール用ゴールが1対できて、次に行ったらそのゴールにネットが張られて、さらにゴールが2対、3対と増えて。だからここでは先生が教えなくても4年生組、3年生組、1・2年生組と分かれて自分達でゲームをやっています。

だからセルジオは笑いながら云います。「この町へ入るのに川を渡る時、バスポートいらなかなあ、この町は外国みたい。」

(2) 屋上でのミニサッカー大会

これはさすが静岡ならではの話です。デパートの屋上に人工芝をしきつめて、少年のミニサッカー大会が行われました。広さは17m×25m位だったでしょうが。

観客はけっこう沢山見ているし、少年達のレベルは高いし、すばらしい雰囲気でした。

子供達のサロンフットボールを理解する早さにまず驚かされました。大人に1ヶ月以上かかって理解してもらえるかどうかということをつたった1日の数ゲームで理解してしまいました。特にその本質—相手をどこでくずして、どういうリズムでフィニッシュにはいるかを理解する早さは大人の数10倍だと感じました。

偏見あふれる眼で見ていると、大人があまりごたごたと教えない方がすばらしいことをすることもあるようです。可愛そうだったのはすばらしい技術を持った湖のそばの子供達で、1本の不正確なシュートがオーバーネットをしてしまい。それだけで敗退。さすが親分堀田先生の子供達に与える課題はきびしい

あのボールを蹴りあげて泣いた子供、こんなゲームでもプレッシャーを感じてあがってしまって、時間が経るにしたがってよいプレーをした子供達にすばらしい明日があることを!

(3) フラワーフィスティバルの花

コンクリートやアスファルトの上でサッカーなどととてもとお考えになれる方もいらっしゃるでしょう。がどうしてどうして、100m道路でのすばらしい経験があります。ものすごい観客に囲まれて、ラインを出たボールがすぐ返って来る環境で子供達がすばらしいプレーを見せました。固いコートの上

では危険でゲームはできないと考える方と、身を守るために自然にプレーが柔軟になると考える方がいらっしゃるでしょう。

香港で行われているミニサッカーはほとんどコンクリートかアスファルト上で、南米のサロンフットボールも同様です。

もっとも最近の日本人はボールを投げたり、泳いでいて骨折するそうですから、別の種属になったのかもわかりません。なるだけ運動などのような危険なことをやらないようにしてけがをしないようにする方法もあります。小さな子供の頃からサッカーのような格闘技的要素のあるスポーツで反射能力を高め、体を鍛える方法もあります。子供はどちらの環境が幸せでしょうか？

(4) 大人の執念

ある県で一般のミニサッカー大会が100チーム位集まって行われました。ゴールエリア内でシュートしようとしてキーパーの指をつぶして、選手はエキサイトするし、監督はおこって大げんかになって、すんでのところでつかみあいが始まるどころでした。

審判はさんざん文句を云われて、毒づかれて、とうとうふくれて帰ってしまし、監督はチームをひきあげるとごねるし、それ以来より整備されたルールでやろうということで、名前もサロンフットボール大会という名称に変わりました。

教訓 I. いろんな問題が発生して競技として成長してゆくだろう。

II 競技の向上にしたがってルールも向上する。

III. 大人がそこまで熱するのだからミニサッカーもたいしたもの。

IV. どんなゲームでもタイトルをかけてやるのが大切。

(5) 雪のサロンフットボールフェスティバル

サロンフットボールに着目し最初に導入したのが、1年のうち4～5ヶ月雪にグラウンドをとられてしまう北海道です。多くの指導者の努力で着実に広がり、冬でも体育館でフットボールを楽しむ人達が増えています。

そんな北海道でサロンフットボールフェスティバルが毎年厳冬期に行われます。まっ白な雪に閉ざされた世界で幼稚園児から年寄まで女性も、いくつかの県の優れたプレーヤー、日本リーグやブラジルのプレーヤーも参加して楽しく華やかに開かれます。

かつてのフェスティバルで最も人気があったのは、もと永大にいたアントニオだったとか、色白の札幌の方はあれ位陽に焼けた姿が好ましいのでしょうか。

メインの日本リーグやブラジルのプレーヤーの本場の競技が2,000人以上の観衆をわかせますが、それ以外にも幼稚園児の可愛いこと、県外からも招待した小学生のレベルの高いこと、女子の正式のユニフォームであるショートスカートを着用したお嬢さん達のプ

レーの優雅で健康なお色気にあふれていること。審判のファッションブルなユニフォームが人眼をひいたこと。さすが日本のサロンフットボールの草分でフェスティバルが楽しさと新鮮さにあふれています。

☆室内用ボールはタチカラ、ミカサ、モンテンより売出されています。

II 6-a-Side

(1) ビルの谷間のガーデンフットボールフェスティバル。

ビルディングが林立する町の子供達の心は緑が少い砂漠のようです。いろんな遊ぶものがあり、興味をひく対象が多いように思われます。けれどもこの子供達を真に夢中にさせるもの、彼らの心を奪いながら子供を大人にしてゆくものがないように思います。

そんな町で、町のサッカーの指導者がガーデンフットボールフェスティバルを開いてくれました。すこしでも子供達に夢をあげられたらという願をこめて、1つの会場に1000人近い人達が集まって1日中フットボールを楽しみました。お父さんのチームもお母さんのチームも参加して。

その企画を御紹介しましょう。

まずコートは10面つくりました。コートの大きさは30m×20mですから、大きな校庭やサッカーグラウンドなら充分につくれます。ゴールはハンドボールのもので運ぶのにもそう大変ではありません。少年用ゴールにしても、一般のゴールでも組立式のものを作っておくと移動に便利です。念のた

め。

1つのコートで8チームがリーグ戦を行います。但し総当りでは大変ですから4チームずつ2組に分けました。この方法では続けてゲームをすることはないし、10分ハーフで1コート12ゲームですから9時から始めて4時には終了しました。

グループ	競技人数	チーム数	組数	コート数
小学6年生以下 (6人制)		32	8	4
小学5年生以下 (6人制)		16	4	2
小学4年生以下 (6人制)		8	2	1
小学2年生以下 (8人制)		8	2	1
お父さんチーム (5人制)		8	2	1
お母さんチーム (6人制)		8	2	1
計		80	20	10

おでん、おしるこ、うどんの売れ行きは最高でした。

☆グラウンド用ミニサッカーボールはモルテントより売り出されています。

(2) 南国水前寺公園のミニサッカー

熊本のミニサッカーの歴史は20数年にもなり、日本のミニサッカーのパイオニアと云えます。勿論ミニゲームは随分旧くからあったのですが、ミニサッカーのルールをつくり、ミニサッカー大会をずっと続けて来たのは熊本が最も古い歴史をもっているわけです。

北国北海道が、体育館でのミニサッカーに着目したのに対し、こゝではグラウンドでのミニサッカーを楽しんできました。私共はこゝにサッカーマンのアイデアを感じます。雪国では体育館のミニサッカー都会ではアスファルト

の上のそれ、南国ではグラウンド上のそれ、社会人は夜間照明が得やすい場所でのそれ。

グラウンドがないからサッカーができない。指導者がいないから子供達にサッカーが教えられないという話を時々聞きますが、熊本のアイデアが全国に広がればずい分変わると思います。指導者に手とり足とり教えられなくても出来る簡単なサッカー、狭いスペースでも出来るサッカーがあるはずですから。

さて正月に開かれるミニサッカー大会には数100チーム(一般)が参加してくるそうですから、その大会規模は推測できます。都市のミニサッカー連盟で地区予選を行い、地区代表が熊本のNo.1を争うとのこと。これを楽しみに大阪や東京から帰省される方も多いとのことです。

秋の県民体育祭の種目にもミニサッカーが入っているとのこと、熊本はミニサッカーのメッカと云えます。

サロンフットボールもサンパウロから始まって南米中に広がるのに30数年かかったそうです。熊本にミニサッカーが生まれて、日本中に広まるのに20数年にしたいものです。

III 8-a-Side

(1) 優雅なサッカー・チキンリーグ

三菱養和会の美しい人工芝の上で優雅な舞が毎週開かれます。見ても美しいものですが、そのチームと時々試合をやっているドクターがいるのはなんともうらやましいやらねたましいやら。

あのドクター達と試合をする限りは、女子のミニサッカーはショートスカートという我々のアイデアは生かさない方がいいですよ。

さらにサッカーの本場をほこるさる県では、フラミンゴカップを始めたとか。いくらピンクレディーの故郷とは云えチキンとフラミンゴの差があるでしょうか。そのうちどこかの県ではオーストリッチ(駝鳥)カップをつくるのではないのでしょうか。たのしみです。

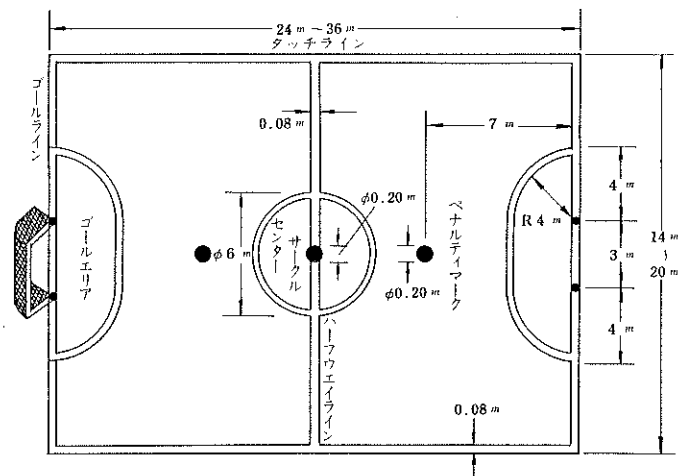
このチキンリーグは8人でほとんどサッカーのルールで運営されるそうです。最初はオフサイドなしだったようですが、技術の向上と共にオフサイドなしでは面白くなくなったそうです。私共はこの話を聞いて大変重要な問題がここにあるように思いました。

サッカーのルールでの小人数(7人 or 8人 or 9人)のミニサッカーをころみてみましたがサッカーの知的な面を理解する、特に少年に近代サッカーを感じてもらうのに有用ではないかと考えました。11人でそれより、より人数の少ない単純なものなかで理解する緒が見つかるのではないのでしょうか、あくまでもパターンとして教えこむのではなく、あるヒントをあげることによって子供達は自分で考え始め、感じだし、そして理解するのでは?

サロンフットボール競技規則要約

図 I

競技場の
作り方



第1条 競技場

(1) 大きさ

競技場は長方形で、縦24m以上36m以下、横14m以上20m以下とする。

競技場の周囲は安全のため1m以上の余地を必要とする。

(2) 床面の構造

床はコンクリート、アスファルト、木材、合成材いずれでもよいが、床面は平らで、かつ滑りがないものとする。

(3) ライン

ラインはすべて幅8cmで描き、溝などで区画してはいけない。長い方の境界線をタッチライン(サイドライン)、短い方をゴールライン(エンドライン)という。また競技場の中央にゴールラインと平行にタッチラインと結ぶハーフウェイラインを引く。さらにハーフウェイラインの中央に半径10cmの小円を描く。

(4) センターサークル

ペナルティマーク、ゴールエリアまたはペナルティエリアについては図Iに示す。なおゴールエリアとペナルティエリアは同一のエリアである。(以下ゴールエリアという)

(5) ゴール

ゴールの大きさは内側で計測し、ポスト間は3m、クロスバーと競技場の間は2mである。ゴールポスト及びクロスバーは一辺が8cmの四角形又は直径8cmの円形の木材、もしくはそれに相当する材質のものでなければならない。

ゴールにはゴールネットを張る。ゴールは各ゴールラインの中央に置く。

(6) オフィシャルの配置

記録・計時係および協会代表者を以下オフィシャルという。オフィシャルは観客席から離れ、かつタッチラインの外でハーフウェイラインの延長上に机と椅子を備える。そこをオフィシャルの場所とする。図II参照

第2条 ボール

- (1) ボールは球状で、外被には柔かい皮またはその他の承認された資材を用い、競技者に危害を与える材質であったり、構造であってはならない。ボールの内部はフォームラバーかその他の資材で作られた中袋ないしはその他のものが入っており、バウンドを抑制するように作られている。
- (2) ボールの外周は50cm以上55cm以下、重さは400g以上500g以下である。
- (3) ボールは2mの高さから落下させて、1回目のバウンドが30cm以内、2回目のバウンドは10cm以内である。
- (4) 少年用ボールの大きさは、外周40cm以上45cm以下、重さは280g以上350g以下が適当である。

第3条 競技者

競技者の人数等

- (1) 試合は5名を越えない競技者からなる2つのチームによって行われる。1チームのうち1人はゴールキーパーとする。
- (2) 両チームは競技者の1人を主将として決め、次の役割をはたす。
 - a) 試合中自己のチームを代表し、試合前・試合中および試合後にいたるチームのマナーに責任をもつ。
 - b) 試合開始前に必ず自己のチームの監督、コーチの名前および競技者の氏名と背番号をオフィシャルに提出する。
 - c) 競技者交代の際は、オフィシャルおよび主審にあらたに交代する競技者の背番号を主将が知らせる。
 - d) 主審に対して説明や報告など必要不可決の事柄について話すことができる。ただし礼儀正しく話さなければならない。
 - e) 主将は左腕にキャプテンマークをつけないといけない。

- (3) 1チーム最低4名の競技者がいなければ試合を開始してはならない。また試合中いずれかのチームの競技者が3名以下になった場合には試合を続行することができない。

競技者の交代等

- (4) 試合中各チームは5回までの競技者の交代が認められる。
- (5) 1度交代した競技者が再びプレーにもどる場合は新しい交代として数えられる。
- (6) ゴールキーパー以外の競技者は、競技の停止中に主審に通告した後、ゴールキーパーと交代することができる。この交代は交代回数には数えない。
- (7) ペナルティーキックのときは、ゴールキーパーの交代はできない。ただし負傷により主審および医師により続行不可能と認められた場合はこの限りでない。
- (8) 交代する競技者の名前と背番号は前もってオフィシャルに知らせ次に主審に通告する。オフィシャルから主審への連絡は笛によって行う。
- (9) 競技者の交代は、ボールがアウトオブプレーになったときに、主審の指示によって行う。
- (10) 交代の競技者が主将である場合は、新たに編成されたメンバーの中から主将を選び主審に通告し、主審が認めてから、オフィシャルに報告する。
- (11) 退場させられた競技者の補充ができる場合とできない場合がある。
 - a) 補充ができない場合
競技者のプレーおよびマナーが著しく悪質であると判断し退場させられた場合。
 - b) 補充ができる場合(ただし5回の交代回数を越えない限りに於て)
上記a)項以外の理由で退場させられた

場合

テクニカルファールを5回犯した場合
(5反則退場)

- (12) 退場させられた競技者は補欠競技者の席にいてはならない。

第4条 競技者の用具

- (1) 競技者は他の競技者に危害をおよぼすおそれのあるものを一切身につけてはならない。
 - (2) 靴はゴム底の運動靴でスタッドのないものでなければならない。
 - (3) 男子の服装は半袖または長袖のシャツまたはジャージー、ショートパンツ、膝までのストッキングで、袖なしのものは禁止する。
 - (4) 女子の服装は半袖または長袖のシャツまたはジャージー、ショートスカート(キュロットスカート、ショートパンツ)、膝までのストッキングで、袖なしのものは禁止する。
 - (5) シャツまたはジャージーの背中には背番号をシャツと色違いでつけなければならない。背番号の大きさは、縦15cm以上20cm以下のものであること。
 - (6) ゴールキーパーは他の競技者と見分がつく服装でなければならない。
 - (7) 競技者の服装は審判員と見分がつくものでなければならない。
 - (8) 競技者に危害を与える可能性があるとき主審が判断した場合はその用具を交換させるか、交換に応じない場合はその競技者を退場させなければならない。
- ## 第5条 主審および線審
- ### 主審
- (1) 主審は競技の進行についての全責任をもち、競技者に競技規則を励行させ、争点についての裁決を与える重要な役割を演ずる。競技に関連する事実についての

主審の決定は最終的である。主審の罰則を適用する権限は、競技の中断中やボールがアウトオブプレーの状態での違反にもおよぶ。

- (2) 罰則を適用することによって、違反をした側のチームが利益を得ると判断した場合には、罰則を適用しない。(アドヴァンテージ)
- (3) 競技規則の違反に対し、競技を停止させ、観客の妨害その他の理由により必要であると判断した場合には、競技を中断しまたは打ち切ることができる。
- (4) 競技場に入ったときから、不正行為や非紳士の行為を行った競技者に対し警告を与え、競技者がこれをくり返す場合には退場させ、又その競技者のそれ以後の競技への参加を停止させることができる。
- (5) 競技者と線審の他は、主審の許可なしに競技場に入ることを許さない。
- (6) 競技者が重傷を負った場合、あるいは競技場に転倒したままで、競技の妨げになる場合は競技を停止し、その競技者を競技場外に運び出し、あるいは応急手当をさせた後、できるだけ早く競技を再開する。競技者が負傷した場合の応急手当の時間は1分以内とする。それ以上の時間がかかると思われる場合は、一応競技者を競技場外に運び出し試合を再開させる。この場合、主審は治療に費した時間を計る必要がある。
- (7) 競技者が乱暴な行為、著しく不正なプレーや口ぎたないまた侮辱的な発言を行ったと判断した場合は、その競技者に退場を命じる。
- (8) すべての競技の停止の後に再開の合図をする。
- (9) 試合に使用するボールが、競技規則第2条に適合しているかを決定する。

線 審

- (10) 線審は2人任命される。線審は主審とオフィシャルの反対側に位置して、タッチラインとゴールラインから出たボールをどちら側がタッチラインスロー、コーナースロー、ゴールキックを行う権利があるかを指示する。
- (11) 主審が見ていなかったと判断される全ての競技規則の違反について主審の注意を促す、しかし最終決定は常に主審によってなされる。
- (12) 1人の線審の監視の範囲は一方のタッチラインの側のゴールラインからハーフウェイラインの間を受け持つ。
主審および線審の用具
- (1) 主審および線審の用具は競技者と見分がつくように黒のジャージー、白の長ズボン、スタッドのないゴム底の運動靴とする。
- (2) 線審の持つ手旗は鮮明な赤及び黄色とする

第6条 オフィシャル

当該協会から次の役割を持つオフィシャルが任命される。

- a) 両チームのエントリーおよび交代競技者の確認。
- b) 競技中の有効な得点を記録する。
- c) 主審から連絡を受けたテクニカルファールをすべて記録する。
- d) テクニカルファールを4度犯した選手の所属するチーム名および競技者名、背番号を主審に知らせる。知らせる場合には笛によって、主審の注意を促す。
- e) 競技中の各チームのタイムアウト(作戦タイム)の回数を記録する。
- f) オフィシャルの笛はボールがアウトオブプレイのときに用いられ、競技を停止する権限はない。

- g) オフィシャルの笛の音色は主審とはっきり異なるものを使用する。
- h) オフィシャルが競技開始の合図を告げる場合、1度だけ笛を吹き、前半または後半の終了を知らせる場合には、短かく3度吹いて主審に知らせる。主審はこの知らせをもとに、正規の競技の開始または終了をさらに笛によって合図する。
- i) 競技開始または後半開始の時間を記録し、主審が少なくとも2分前には両チームに知らせることができるよう、開始3分前を必ず主審に知らせる。
- j) 競技時間と規則で定められた停止の時間を記録する。
- k) 競技開始または競技中断後の再開のときには、主審の合図と同時にストップウォッチを作動し、計時する。
- l) 主審が競技を停止したときやハーフタイムおよび各チームのタイムアウトのときには、ストップウォッチを止める。
- m) タイムアウトの所用時間を計時するもう1つのストップウォッチを用意する。
- n) 記録簿には各競技者の登録番号、背番号、テクニカルファール数、得点、交代およびタイムアウト数など競技に必要な事柄をすべて記録する。
- o) 競技開始前に各競技者のエントリー記録が終了したら、主審に見せて確認を受ける。

第7条 競技時間

- (1) 競技時間は前半、後半各々20分間とする。ただし、規定の時間終了時あるいは終了後に行われるペナルティーキックの際には時間を延長する。

- (2) ハーフタイムの休憩は10分間とする。
- (3) 競技の性格により競技時間およびハーフタイムの休憩は年齢、性別、体力に応じて無理のないように取り決めることができる。
- タイムアウト(作戦タイム)
- (1) 試合中競技者に作戦を与えるために監督、主将は前半2回、後半2回、計4回までのタイムアウトをとることができる。時間は各1分以内とする。
- (2) タイムアウトを監督が要求する場合にはオフィシャルに、主将が要求する場合には主審に申し出る。
- (3) タイムアウトは、アウトオブプレイのときに要求できる。

第8条 競技開始

- (1) 競技開始にあたっては、エンドとキックオフの選択はコインのトスによって行われる。トスに勝ったチームは、エンドかキックオフかを選ぶことができる。主審の合図によって、キックオフする側の競技者が中央におかれたボールを相手側コートにプレスキックすることで競技が始まる。キックオフが行われないうちは、すべての競技者は自分の側の領域にいるものとし、またキックオフを行わないチームの競技者はボールから少なくとも3m離れていなければならない。ボールがその外周の長さだけ移動するまでは、インプレーとはみなされない。キックオフを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れるかまたはプレーされた後でなければ、ふたたびボールをプレーすることはできない。
- (2) 得点があった場合には得点された側のチームの競技者によって上記第1項と同じ方法で競技は再開される。
- (3) ハーフタイムの後では、エンドを交替

し、競技開始のときにキックオフを行わなかったチームの競技者によるキックオフで競技は再開される。

- (4) 本条第1、第2、第3項の違反に対しては、やりなおしか相手側チームに間接フリーキックが与えられる。
- (5) キックオフから直接得点できない。
- (6) 競技規則に規定されていない事由によって競技が一時的に中断された場合は、中断されたときにボールのあった地点で、主審がボールをドロップすることによって競技は再開される。この場合ボールが地面に触れるまではインプレーとみなされない。

第9条 インプレーおよびアウトオブプレイ

ボールが次の場合はアウトオブプレイとなる。

- (1) 地上であると空中であるとを問わず、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えたとき。
- (2) 主審によって競技が停止されたとき。
- 上記第1項、第2項の場合を除き、競技開始から競技終了まで、次の場合を含めてボールはつねにインプレーである。
- (1) ボールがゴールポスト、クロスバーに当たり競技場内にはねかえったとき。
- (2) 違反があったと思われても、まだ決定が下されていないとき。
- (3) ドロップボールのため競技場内に入った主審にボールがあたった場合。

第10条 得 点

- (1) ボールが両ゴールポスト間と、クロスバーの下との範囲で、ゴールラインを完全に通過したときをもって得点とする。
- (2) 次の場合は得点は無効となる。
- a) 攻撃側の競技者がボールを手または腕で投げこみ、持ちこみもしくは押しこ

こんだとき

- b) 攻撃側の競技者が相手のゴールエリア内でシュートしたとき。ただし、そのシュートされたボールがゴールキーパー以外の守備側の競技者に触れた場合は得点が認められる。
 - c) 守備側の蹴ったボールが、相手側のゴールエリア内にいる攻撃側競技者に触れてゴールに入ったとき。
 - d) ゴールキーパー、タッチラインスロー、コーナースロー、キックオフ、ゴールキック、間接フリーキックのボールが直接ゴールに入ったとき。
 - e) オフサイドの反則によりゴールに入ったとき。
- ④ 上記第2項について、ボールに最後に触れた競技者がゴールキーパーの場合、相手側チームのコーナースローとなる。ゴールキーパーが触れなかった場合は守備側のゴールキックで競技が再開される。

第11条 オフサイド

相手のゴールエリア内で、攻撃側競技者が味方から次のボールを直接もらったときオフサイドとなる。オフサイドの違反があった場合は、ゴールエリア内の反則があった地点で間接フリーキックで競技が再開される。

- a) タッチラインスロー
- b) コーナースロー
- c) ゴールキーパー、スロー
- d) 直接フリーキック
- e) 間接フリーキック
- f) ゴールキック

④ サッカーのような守備側の競技者の人数と攻撃側競技者の位置関係によるオフサイドはない。

第12条 反則と不正行為

(1) 本競技の不正不法行為は、テクニカルファール、パーソナルファール、デシプリナリーファールの3種に分けられる。テクニカルファールを5回犯すと5反則退場となる。

(2) テクニカルファール

競技者が故意に次の11項目の違反をした場合には、違反の起きた地点で相手側チームに直接フリーキックを与える。

- a) 相手をけりまたはけろうとしたりすること。
- b) 相手をつまづかせること。
- c) 相手にとびかかること。
- d) 乱暴なまたは危険な方法で相手をチャージすること。
- e) 妨害をしていない相手を背後からチャージすること。
- f) 相手を打ちまたは打とうとすること。
- g) 相手をおさえること。
- h) 相手を押すこと。
- i) ボールを上肢で扱うこと。(自己のゴールエリア内のゴールキーパーは除く。)
- j) 危険なスライディングタックルをすること。
- k) ゴールキーパーの保持しているボールを手または体の一部で取ろうとしたとき。

守備側の競技者が自分の側のゴールエリア内で、故意に上記11項目の違反をした場合には、相手側チームにペナルティーキックを与える。ペナルティーキックはゴールエリア内で違反が起きたときにボールがインプレーであれば、ボールの位置に関係なく与えられる。

- l) ゴールキーパーは自己のゴールエリアを出てボールにプレーしてはならない。

この違反があった場合は、反則のあった地点から最も近いゴールエリアの外側にボールを置き相手側チームに直接フリーキックが与えられる。

(3) パーソナルファール

競技者が次の10項目の違反をした場合には、違反の起きた地点で相手側チームに間接フリーキックを与える。守備側の競技者が自陣のゴールエリア内でパーソナルファールを犯したときは、反則地点に最も近いゴールエリアの外側にボールを置き、相手側チームに間接フリーキックを与える。

- a) 主審が危険と判断するような方法でプレーすること。
- b) プレーイングディスタンス外でブロックやショルダーチャージをすること。
- c) ボールをプレーしないで故意に相手を妨害すること。
- d) 相手競技者が近くにいて危険な状態でのバイシクルキックやヒールキックを行うこと。
- e) ゴールキーパー以外の競技者が転倒しながらボールを両足ではさんだり、からだでボールの動きを妨げたりすること。
- f) 自陣のゴールエリア内にいるゴールキーパーをチャージすること。
- g) タッチラインスロー、コーナースロー、ゴールキーパー、スロー、キック、直接フリーキック、間接フリーキック、キックオフ、ペナルティーキックをした競技者が、まだ他の競技者がそのボールに触れていないのに、そのボールに触れ又はプレーすること。
- h) ゴールキーパーがボールを保持して5秒以上経過すること。
- i) ゴールキーパーが自己のゴールエリ

ア内から、ボールを手か足でパスする場合、ゴールエリアの内外を問わず味方の競技者と3回以上ボールのやりとりを続けること。

- j) 自己のゴールエリア内で不当に時間を稼ぐために、足でボールを押えついたり、味方同志でパスしあうこと。またゴールエリア外でも同様の目的でボールをプレーすること。

競技者はアウトオブプレーからプレーの再開の際にはできるだけ早くインプレーにしなければならない。主審の競技再開の合図があって、5秒以上プレーをしない場合は、与えられた権利は相手側チームのものとなる。守備側の競技者が自陣のゴールエリア内でこの反則を犯すと、その地点に最も近いゴールエリアの外側にボールを置き相手側チームに間接フリーキックが与えられる。

ゴールキーパーはゴールキーパー、スローを行う場合には、自陣の競技者に触れるか又は自陣のコートの床面に触れるように投げなければならない。自陣にいる競技者にも自陣のコートの床面にも触れることなく直接ハーフウェイラインを越えて相手のコートに投げ入れた場合は、相手側のゴールキーパー、スローとなり競技が再開される。

(4) デシプリナリーファール

競技者が次の8項目の違反をした場合には警告が与えられる。警告を与えるために競技が停止された場合には競技が停止されたときボールのあった地点で、相手側チームに間接フリーキックを与えることによって競技を再開する。ただし、その競技者がより重大な違反をしていた場合には、その違反に対する罰則が適用される。

- a) 主審の承認を受けることなく、競技開始後に自分のチームに参加または復

帰するために競技場に入ったり、競技進行中に競技場を出ること。(事故による場合は除く。)

- b) くり返し競技規則に違反すること。
- c) 主審の下した決定に対して、言葉又は行動によって異議を示すこと。
- d) 非紳士的行為をすること。
- e) 主審およびオフィシャルの許可なく背番号を変更すること。
- f) 主将以外のものが競技中に主審および線審、オフィシャルに意見を述べること。
- g) 観衆と口論すること。
- h) 相手方の乱暴な行為やみだらな言動に呼応したり報復すること。

競技者が次の3項目の違反をした場合には退場が命じられる。

- a) 乱暴な行為または著しく不正なプレーであると主審が判断するような行為をすること。
- b) 口ぎたないまた侮辱的な発言をすること。
- c) 警告を与えられた後、さらに不正行為をくり返すこと。

退場を命じるために、競技が停止された場合は、その競技者が他の違反をしていなければ、その違反の起きた地点で相手側チームに間接フリーキックを与えることによって競技を再開する。

主審は退場を命じた後、オフィシャルと両チームの主将に、その退場は他の競技者による補充が可能な退場か、不可能な退場かをはっきりと通告しなければならない。

第13条 フリーキック

- (1) フリーキックには直接フリーキック(相手側ゴールに対して直接得点することができると、間接フリーキック(ゴールに入る前にキックを行った競技者以外の

競技者にボールが触れるかまたはプレーされた後でなければ得点とはならない)の2種類ある。

- (2) フリーキックを行うときには、ボールは静止していなければならない。
- (3) フリーキックの場合、相手側競技者はボールから3m以上離れなくてはならない。さらにボールを囲むように立ってはならない。
- (4) 自己のゴールエリア内のフリーキックを、ゴールキーパーは蹴ることができる。
- (5) ボールがその外周の長さだけ移動したときにインプレーとなる。
- (6) 競技者が自己のゴールエリア内でフリーキックを行うときは、ボールがそのゴールエリアを完全に出てからインプレーとなる。
- (7) フリーキックを行った競技者は、他の競技者に触れるかまたはプレーされた後でなければ、ふたたびボールをプレーすることはできない。違反があった場合は、その地点で相手側チームに間接フリーキックを与える。
- (8) ゴールキーパーはボールがインプレーになった後でなければ、ボールを手で受けることはできない。

第14条 ペナルティーキック

ペナルティーキックは、ペナルティーマークから蹴る。この時蹴る者と守備側のゴールキーパー以外の競技者もすべて競技場内にいなければならない。そして、ペナルティーマークから少なくとも3m以上離れなければならない。さらにその位置は蹴られる方向の後側でなければならない。

守備側のゴールキーパーは、ボールが蹴られるまで、両ゴール間のゴールライン上に足を動かさずに立っていなければならない。

ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にけらなければならない。またペナルティーキックを行った競技者はボールが他の競技者に触れるかまたはプレーされた後でなければ、ふたたびボールをプレーすることができない。蹴られたボールがその外周の長さだけ移動したときにインプレーとなる。

(罰則) 反則が守備側にあり、ゴールに入らなかった場合はふたたび行う。反則が攻撃側にあり、ゴールに入った場合ふたたび行う。

第15条 スローイン

- (1) スローインは次のように分けられる。

タッチラインスロー、コーナースロー、ゴールキーパーズスロー、スローインを行った競技者は、ふたたび他の競技者に触れるか、又はプレーされた後でなければ、ふたたびボールをプレーすることができない。

スローインから直接得点することはできない。スローインされたボールがゴールに入った場合、キーパーに触れた時は投げた側のコーナースローとなり、キーパーに触れなかった場合は、そのキーパー側のチームのゴールキックで競技が再開される。

- (2) タッチラインスロー

地上であると空中であると問わず、ボールがタッチラインを完全に越えたときには、ボールに最後に触れた競技者の相手側チームによってボールがタッチラインを越えた地点から任意の方向へ投げこむスローインが行われる。

タッチラインスローを行う競技者は競技場に向いて、両足をタッチライン上またはタッチライン外に、タッチラインに平行に立ち、床面からどちらの足をも離すことなく、両手を使い、頭の後方より頭上を通して行わなければならない。上体を捻っても

よいが、上体の向いている方向に単純に投げなければならない。ボールが競技場内に入ったときにインプレーとなる。

- ⑩ ある方向に投るふりをして別の方向に投ることは禁じられている。

- (3) コーナースロー

地上であると空中であると問わず、ボールが両ゴールポスト間を除く範囲で、ゴールラインを完全に越えたとき、ボールに最後に触れた競技者が守備側である場合には、コーナースローが行われる。コーナースローはボールがゴールラインを越えた地点に近い側のコーナーより行う。

コーナースローを行う競技者は、片方の足をタッチラインに接し、片方の足をゴールラインに接し、両足を床面に付けていなければならない。投げ方はタッチラインスローを行うときと同じように正しく行わなければならない。

- (4) ゴールキーパーズスロー

ゴールキーパーズスローとは、ゴールキーパーがボールを完全に保持してから競技場内の任意の方向へ手で投げられることである。ゴールキーパーは、ゴールキーパーズスローのボールを自己のゴールエリア内でも、他の競技者が触れる前に再びプレーしてはならない。この違反に対しては、相手側チームに違反のあった地点に最も近いゴールエリアの外側にボールを置き間接フリーキックが与えられる。ゴールキーパーズスローのボールが自己のゴールエリアから出ないうちに相手側競技者がゴールエリア内に入ってボールにプレーしてもオフサイドにはならない。

- ⑪ キーパーがボールを完全に保持したら、そのボールをキックすることはできない。

第16条 ゴールキック

地上であると空中であるとを問わず、ボールが両ゴールポスト間を除く範囲でゴールラインを完全に越えたとき、ボールに最後に触れた競技者が攻撃側である場合には、ゴールキックが行われる。

ゴールキックは、ボールがゴールラインを越えた地点に近い側のゴールエリアの半分以内にボールを置いて、守備側の競技者が直接ゴールエリアの外に出るようにける。ゴールキーパーは、インプレーになった後でなければボールを手で受けることはできない。ボールがゴールエリアから直接けり出されなかったためにインプレーとならなかった場合は、ゴールキックをふたたび行う。

ゴールキックを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れるか、またはプレーされた後でなければ、ふたたびボールをプレーすることはできない。ゴールキックから直接得点することはできない。相手側の競技者は、キックが行われるまでゴールエリア外にいななければならない。さらにボールから3m以上離れてなければならない。

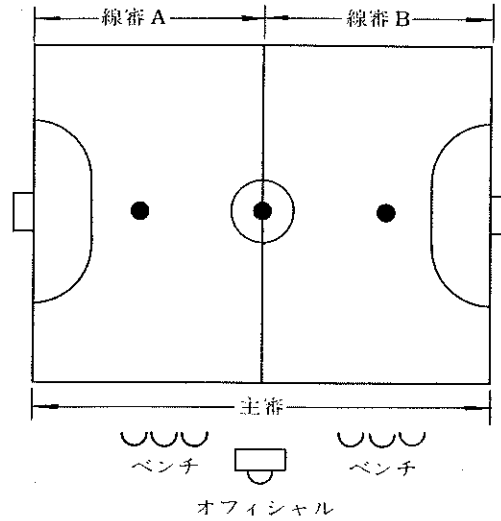
第17条 審判法の簡易化

この17条は、この競技が普及され、一般的に行われるようになった時点で自然消滅する。

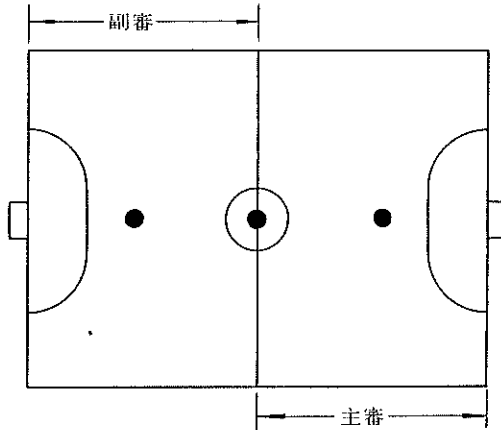
競技会の性格により、簡単に運営可能である。オフィシャルは置かない。5反則退場も省略される。

主審1名、副審1名とし、各々笛を持つ。主審と副審は各々反対側のタッチラインに位置し、主として各々ハーフウェイラインから半分のコートを受け持つ。図III参照

図II 正規の審判法



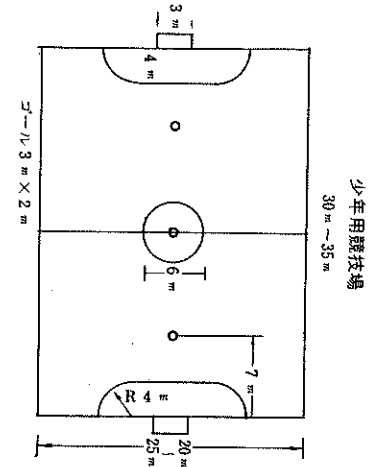
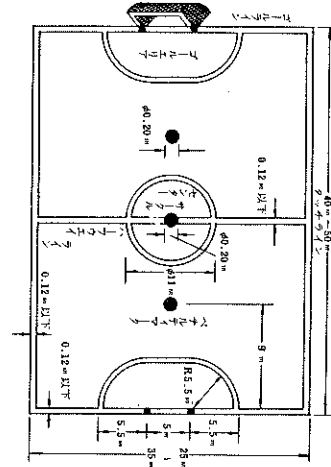
図III 簡易審判法



ガーデンフットボール競技規則要約

第1条 競技場

競技場は次の図に示すとおりとする。



- (1) 大きさ
 - 競技場は長方形で縦40m以上50m以下、横25m以上35m以下とする。
 - 少年用競技場は、縦30m以上35m以下、横20m以上25m以下とする。
- (2) 競技場の状態
 - 競技場は土、芝生いずれでもよいが平らで、競技が安全に行えるように整備されていなければならない。
- (3) ライン
 - 競技場は幅0.12m以下の境界線によって描き、V字溝で区画してはならない。図に示すとおり長い方の境界線をタッチライン、短い方をゴールラインという。また競技場の中央にゴールラインと平行にタッチラインと結ぶハーフウェイラインを引く。さらにハーフウェイラインの

- 中央に直径0.2mの小円を描く。
- (4) ゴールエリア等
 - センターサークル、ペナルティーマーク、ゴールエリアまたはペナルティーエリアについては図に示す。なおゴールエリアとペナルティーエリアは同一のエリアである。
- (5) ゴール
 - ゴールは各ゴールラインの中央に置く。ゴールの大きさは内側で計測し、ポスト間は5m、クロスバーと競技場の間は2.15mである。ゴールポストおよびクロスバーは一辺が0.12m以下の四角形、又は直径0.12m以下の円柱形のものでなければならない。
 - 少年用は、ポスト間3m、クロスバーと競技場間は2mである。

ゴールにはゴールネットを張る。

第2条 ボール

- (1) ボールは球状で、外被は柔かい皮または承認されたその他の材質を用いる。構造上競技者に危害をおよぼすおそれのある材質を用いてはならない。
ボールは、はずみのある程度抑えるような構造になっているボールの外周は、0.57m以上0.62m以下で、重さは350g以上400g以下のものが適当である。
- (2) 少年用ボールの大きさは、外周0.50m以上0.55m以下で、重さは280g以上350g以下が適当である。

第3条 競技者

- (1) 試合は6名以内の競技者からなる2つのチームによって行われる。1チームのうち1人はゴールキーパーとなる。
- (2) 1チーム最低5名の競技者がいなければ試合を開始してはならない。また試合中いずれかのチームの競技者が4名以下になった場合には試合を続行することができない。
- (3) 試合中各チームは5回までの競技者の交代が認められる。
- (4) 1度交代した競技者が再びプレーにもどるときは、新しい交代として数えられる。
- (5) 交代する競技者の名前と背番号は前もって審判に知らせておかなければならない。
- (6) 競技者の交代は、ボールがアウトオブプレーになったときに主審の指示によって行う。
- (7) 交代競技者が主将であった場合には、新たに編成されたメンバーの中から主将を選び通告する。

- (8) 主将は試合中自己のチームを代表し、チームのマナーに責任をもつ。

第4条 競技者の用具

- (1) 競技者は他の競技者に危害をおよぼすおそれのあるものを一切身につけてはならない。
- (2) 靴はゴム底の運動靴で、スタッドのないものでなければならない。
- (3) シャツの背中には背番号をシャツと色違いでつけること。
- (4) ゴールキーパーは他の競技者と見分がつく服装でなければならない。
- (5) 審判員と同じユニフォームを着用してはいけない。

第5条 主審

- (1) 主審は競技の進行についての全責任をもち、競技者に競技規則を励行させ、争点について裁決を与える重要な役割を演ずる。
- (2) 競技の開始および再開は主審の合図によってなされる。
- (3) 競技の記録をとる。タイムキーパーとして規定の時間の競技を行わせる。

第6条 線審

- (1) 線審は主審と反対側に位置して、タッチラインとゴールラインから出たボールをどちら側がコーナースロー、タッチラインスロー、ゴールキックを行う権利があるかを指示する。
- (2) 主審が見落したあらゆる違反に対して、二色の手旗により注意を促す。1人の線審の監視の範囲は一方のサイドライン側のゴールラインからハーフウェイラインの間を受け持つものとする。

第7条 競技時間

- (1) 競技時間は、前半・後半各30分間とする。ただし、規定の時間終了時あるいは

終了後に行われるペナルティーキックの際には時間を延長する。

- (2) ハーフタイムの休憩時間は5分以内とする。
- (3) 競技の性格により競技時間およびハーフタイムの休憩は年齢、性別、体力に応じて無理のないように取り決めることができる。

第8条 競技開始

- (1) エンドとキックオフの選択はコインのトスによって行われる。
- (2) 主審の試合開始の合図により、キックオフする側の競技者が中央に置かれたボールを相手側コートにプレースキックすることで競技が開始される。
- (3) 得点があった場合には、得点された側の競技者の第2項と同じ方法で競技が再開される。
- (4) ハーフタイム後では、エンドを交替し、競技開始のときにキックオフを行わなかった側の競技者の第2項と同じ方法で競技が再開される。
- (5) キックオフから直接得点できない。

第9条 インプレーおよびアウトオブプレー

ボールが次の場合にアウトオブプレーとなる。

- (1) 地上であると空中であるとを問わず、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えたとき。
- (2) 主審によって競技が停止されたとき。

第10条 得点

- (1) ボールが両ゴールポスト間と、クロスバーの下との範囲で、ゴールラインを完全に通過したときをもって得点とする。
- (2) 次の場合は得点は無効となる。
 - a) 攻撃側の競技者がボールを手または腕で投げこみ、持ちこみもしくは押し

こんだとき。

- b) 攻撃側の競技者が相手のゴールエリア内でシュートしたとき。ただし、そのシュートされたボールがゴールキーパー以外の守備側の競技者に触れた場合は得点が認められる。
- c) 守備側の競技者の蹴ったボールが、相手のゴールエリア内にいる攻撃側の競技者に触れてゴールに入ったとき。
- d) オフサイドの反則により、ゴールに入ったとき。
- e) ゴールキーパー、スロー、タッチラインスロー、コーナースロー、キックオフ、ゴールキック、間接フリーキックのボールが直接ゴールに入ったとき。

第11条 オフサイド

サッカーのような守備側の人数と攻撃側競技者の位置関係によるオフサイドはない。ただし、相手のゴールエリア内で攻撃側競技者が味方から次のようなボールを直接もらったときはオフサイドとなる。

- a) サイドラインスロー
- b) コーナースロー
- c) ゴールキーパー、スロー
- d) 直接フリーキック
- e) 間接フリーキック
- f) ゴールキック

反則のあったゴールエリア内から間接フリーキックで競技が再開される。

第12条 反則と不正行為

- (1) 競技者が故意に次の9項目の違反をした場合には、違反の起きた地点で相手側チームに直接フリーキックを与える。
 - a) 相手をけりまたはけろうとしたとき。
 - b) 相手をつまづかせること。
 - c) 相手にとびかかること。
 - d) 乱暴または危険な方法で相手をチャージすること。

- e) 妨害をしていない相手を背後からチャージすること。
- f) 相手を打ちまたは打とうとすること。
- g) 相手をおさえること。
- h) 相手を押すこと。
- i) ボールを手で扱うこと。(自己のゴールエリア内のゴールキーパーには適用しない。)

守備側の競技者が自分の側のゴールエリア内でこの違反を犯した場合は、相手側チームにペナルティーキックが与えられる。

ゴールキーパーが自己のゴールエリアを出てボールをプレーしてはならない。この違反を犯した時は、反則の起った地点から最も近いゴールエリアの外側にボールを置き、相手側に直接フリーキックが与えられる。

(2) 競技者が次の7項目の違反をした場合には、違反の起きた地点で相手側チームに間接フリーキックを与える。

- a) 主審が危険と判断するような方法でプレーすること。
- b) プレーイングディスタンス外でのプロッキングやショルダーチャージ。
- c) ボールをプレーしないで故意に相手を妨害すること。
- d) ゴールキーパー以外の競技者が転倒しながら両足でボールをはさんだり、からだでボールの動きを妨げたとき。
- e) ゴールキーパーがボールを保持して5秒以上経過したとき。
- f) ゴールキーパーが自己のゴールエリア内から、ボールを手か足によってパスする場合。ゴールエリアの内外を問わず、味方の競技者と3回以上ボールのやりとりを続けたとき。
- g) 自己のゴールエリア内で不当に時間を稼ぐために足でボールを止めたり、

味方同志でパスしあったとき。またゴールエリア外でも同様の目的でボールをプレーしたとき。

守備側の競技者が自分の側のゴールエリア内でこの違反を犯した場合は、相手側チームに反則のあった地点に最も近いゴールエリアの外側にボールを置き、間接フリーキックが与えられる。

(3) アウトオブプレーからのプレーの再開の際に、主審の合図後、すみやかにプレーをしなければならない。この違反を犯した場合は与えられた権利は相手側チームのものとなる。守備側が自己のゴールエリア内でこれに違反すると最も近いゴールエリア外からの相手のフリーキックとなる。

(4) ゴールキーパーは自陣の競技者に触れることなく、また自陣のコートに触れることなく直接ハーフウェイラインを越えて相手のコートに入ってはならない。この違反があった場合は、相手のゴールキーパースローとなる。

(5) 競技者が次の4項目の違反をした場合には、警告が与えられる。

- a) 主審の承認を受けることなく、競技開始後に自分のチームに参加または復帰するために競技場に入ったり、競技進行中に競技場を出ること。
- b) くり返し競技規則に違反すること。
- c) 主審の下した決定に対し、言葉または行動によって異議を示すこと。
- d) 非紳士的行為をすること。

違反があった場合には、その違反のあった地点で相手側チームに間接フリーキックを与える。

(6) 競技者が次の3項目の違反をした場合には退場が命じられる。

- a) 乱暴な行為または著しく不正なプレー

一であると主審が判断するような行為をすること。

b) 口ぎたないまた侮辱的な発言をすること。

c) 警告を与えられた後、さらに不正行為をくり返すこと。

退場を命じるために、競技が停止された場合は、その競技者が他の違反をしていないとき、その違反の起きた地点で相手側チームに間接フリーキックを与えることによって競技を再開する。

退場には他の競技者で補充可能な退場と、補充不可能な退場がある。主審が退場を命じた後、両チームの主将に補充ができる退場か、補充のできない退場かをはっきり告げなければならない。

第13条 フリーキック

(1) フリーキックには、直接フリーキック(相手側ゴールに対して直接得点することができる)と、間接フリーキック(ゴールに入る前にキックを行った競技者以外の競技者にボールが触れるか、またはプレーされた後でなければ得点とはならない)の2種類ある。

(2) フリーキックを行うときには、ボールは静止していなければならない。

(3) フリーキックの場合、相手側競技者はボールから3m以上離れなくてはならない。さらにボールを囲むように立ってはならない。

(4) 自己のゴールエリア内のフリーキックを、ゴールキーパーは蹴ることができる。

(5) ボールがその外周の長さだけ移動したときにインプレーとなる。

(6) 競技者が自己のゴールエリア内でフリーキックを行うときは、ボールがそのゴールエリアを完全に出てからインプレーとなる。

(7) フリーキックを行った競技者は、他の競技者に触れるかまたはプレーされた後でなければ、ふたたびボールをプレーすることはできない。違反があった場合は、その地点で相手側チームに間接フリーキックを与える。

(8) ゴールキーパーは、ボールがインプレーになった後でなければ、ボールを手で受けることはできない。

第14条 ペナルティーキック

ペナルティーキックは、ペナルティーマークから蹴る。この時、蹴る者と守備側のゴールキーパー以外の競技者もすべて競技場内にいなければならない。そして、ペナルティーマークから少なくとも3m以上離れなければならない。さらにその位置は、蹴られる方向の後側でなければならない。

守備側のゴールキーパーは、ボールが蹴られるまで、両ゴール間のゴールライン上に足を動かさずに立っていなければならない。

ペナルティーキックを行う競技者はボールを前方にけらなければならない。またペナルティーキックを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れるか、またはプレーされた後でなければふたたびボールをプレーすることができない。蹴られたボールがその外周の長さだけ移動したときにインプレーとなる。

(罰則) 反則が守備側にあり、ゴールに入らなかった場合はふたたび行う。反則が攻撃側にあり、ゴールに入った場合はふたたび行う。

第15条 スローイン

(1) スローインは次のように分けられる。タッチラインスロー、コーナースロー、ゴールキーパースロー、スローインを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れる

か、又はプレーされた後でなければ、ふたたびボールをプレーすることができない。

スローインから直接得点することはできない。

(2) タッチラインスローを行う競技者は競技場に向いて、両足をタッチライン上またはタッチライン外の地面に付けていなければならない。両手を使い頭上を通して行わなければならない。ボールが競技場に入ったときにインプレーとなる。

(3) コーナースローを行う競技者は片方の足をタッチラインに接し、片方の足をゴールラインに接し地面に付けていなければならない。両手を使い頭の後方から頭上を通して行わなければならない。ボールが競技場に入った時にインプレーとなる。

(4) スローインのボールが直接ゴールに投げ入れられた時、キーパーに触れればコーナースロー、触れないときはゴールキックとなる。

(5) ゴールキーパーズスローとは、ゴールキーパーがボールを完全に保持してから、競技場内の任意の方向に手で投げ入れることである。ゴールキーパーは、ゴールキーパーズスローのボールを自己のゴールエリア内でも、他の競技者が触れる前に再びプレーしてはならない。この違反に対しては、相手側に違反のあった地点に最も近いゴールエリアの外側で間接フリーキックが与えられる。

(6) ゴールキーパーズスローのボールが、自己のゴールエリアから出ないうちに、相手方競技者がゴールエリア内に入ってプレーをしてもオフサイドにはならない。

第16条 ゴールキック

地上であると空中であると問わず、ボールが両ゴールポスト間を除く範囲でゴ

ールラインを完全に越えたとき、ボールに最後に触れた競技者が攻撃側である場合には、ゴールキックが行われる。

ゴールキックは、5秒以内に守備側の競技者によって、ボールの出た地点に近いゴールエリアの半分で、かつゴールエリア内から直接外へ蹴らなければならない。ボールが完全にゴールエリアから出たときインプレーとなる。

相手競技者は、ボールから3m以上離れ、かつゴールエリアの外にいないなければならない。

ゴールキックから直接得点できない。ゴールキックを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れるか、プレーされた後でなければ再びボールをプレーすることはできない。

第17条 審判法の簡易化

競技会の性格により簡単に運営可能である。

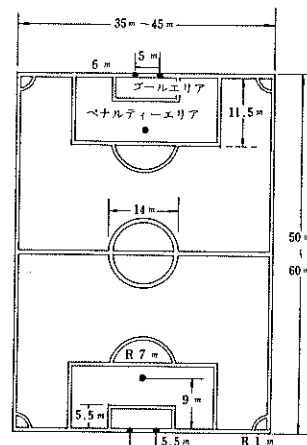
主審および副審1名で各々笛をもつ、主審と副審は反対側のタッチラインに位置し、かつ反対側のエンドに位置する。主として各々ハーフウェイラインから半分のサイドを受け持ち、審判を行う。

ミニサッカー (8-a-Side) 競技規則要約

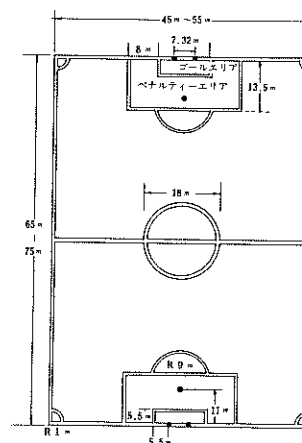
第1条 競技場

競技場は次の図Iに示すとおりとする。なお少年用の競技場は図IIに示す。

図II



図I



(1) 大きさ

競技場は長方形で縦65m以上75m以下、横45m以上55m以下とする。少年用の競技場は縦50m以上60m以下、横35m以上45m以下とする。

(2) ライン

競技場は幅0.12m以下の境界線によって描き、V字溝で区画してはならない。図に示すとおり長い方の境界線をタッチライン、短い方をゴールラインという。競技場の中央にゴールラインと平行にタッチラインと結ぶハーフウェイラインを引く。さらにハーフウェイラインの中央に印をつけ、それを中心に半径9mの円を描く(少年用の競技場には半径7mの円を描く)これをセンターサークルという。

(3) ゴールエリア、ペナルティーエリア、コーナーエリア、ペナルティーマークについては図に示す。

(4) ゴールはゴールラインの中央におく。ゴールの大きさは内側で計測し、ポスト間は7.32m、クロスバーと競技場の間は2.44mである。(少年用にはポスト間が5m、クロスバーの高さは2.15mのものを用いる) ゴールポストおよびクロスバーは一辺が0.12m以下の四角形、又は直径0.12m以下の円柱形のものでなければならない。ゴールにはゴールネットを張る。

第2条 ボール

ボールは球状で、外被は柔らかい皮またはその他の承認された資材を用いる。構造上競技者に危害をおよぼすおそれのある資材

を用いてはならない。ボールの空気圧は、0.3~0.5気圧とする。

ボールの外周は0.63m以上0.68m以下とする。競技開始前のボールの重量は350g以上400g以下とする。少年用のボールは0.57m以上0.62m以下が適当である。その重量は280g以上350g以下が適当である。

第3条 競技者

- (1) 試合は8名以内の競技者からなる2つのチームによって行われる。1チームのうち1人はゴールキーパーとなる。
- (2) 1チーム最低6名の競技者がいなければ試合を開始してはならない。また、試合中いずれかのチームの競技者が5名以下になった場合には、試合を続行することができない。
- (3) 試合中各チームは5回まで競技者の交代が認められる。
- (4) 一度交代した競技者が再びプレーにもどるときは、新しい交代として数えられる。
- (5) ゴールキーパー以外の競技者は、競技の停止中に主審に通告した後、ゴールキーパーと交代することができる。この交代は交代の回数には入れない。
- (6) 交代する競技者の名前と背番号は前もって審判に知らせておかなければならない。
- (7) 競技者の交代は、競技の停止中に、主審の指示によって行う。
- (8) 交代競技者が主将である場合には、新たに編成されたメンバーの中から主将を選び主審に通告する。
- (9) 主将は、試合中自己のチームを代表し、チームのマナーに責任をもつ。

第4条 競技者の用具

- (1) 競技者は、他の競技者に危害をおよぼすおそれのあるものは一切身につけては

ならない。

- (2) 靴はゴム底の運動靴で、スタッドのないものとする。この他、靴底と一体となって成型された、ゴムのスタッドのついた運動靴は許可される。
- (3) シャツの背中には背番号をシャツと色違いでつける。
- (4) ゴールキーパーは、他の競技者と見分けるべく服装でなければならない。
- (5) 審判員と同じ服装をしてはならない。

第5条 主審

主審は試合ごとに任命され、競技の進行についての全責任をもつ。競技に関連する事実についての主審の決定は最終的である。

- (1) 競技規則を励行させ、争点について裁決を与える。
- (2) 違反をした側のチームが、罰則を適用することにより利益を得る場合は、罰則を適用しない。
- (3) 競技の記録をとり、規定された時間、競技を行わせる。

第6条 線審

線審は2人任命される。線審はボールがいつアウトオブプレーになったか、どちらのチームがコーナーキック、ゴールキック、スローインを行うべきかを合図する。また主審が競技を進行させるのを補佐する。

第7条 競技時間

競技時間は原則として前半、後半それぞれ30分間とする。ただし、年齢、性別、体力等を考えて両チームの合意で時間を決めることができる。

- (1) 事故その他の理由で空費された時間があれば、その時間だけ延長する。空費された時間は主審が決定する。
- (2) 規定の時間終了時あるいは終了後に行われるペナルティーキックの際には時間を延長する。

- (3) ハーフタイムの休憩時間は10分以内とする。

第8条 競技開始

- (1) エンドとキックオフの選択はコインのトスによって行われる。
- (2) 主審の試合開始の合図により、キックオフする側の競技者が中央に置かれたボールを相手側コートにブレスキックすることで競技が開始される。キックオフが行われない場合は、すべての競技者は自陣にいるものとする。キックオフを行わないチームの競技者はボールから少なくとも9m(少年では7m)離れていなければならない。ボールがその外周の長さだけ移動してインプレーとなる。キックオフを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れた後でなければ再びボールをプレーすることができない。
- (3) 得点があった場合には、得点された側の競技者が第2項と同じ方法で競技を再開する。
- (4) ハーフタイム後では、エンドを交替し、競技開始のときにキックオフを行わなかったチームの競技者が第2項と同じ方法で競技を開始する。
- (5) キックオフから直接得点できない。
- (6) 規則に規定されていない理由により競技が中止された時、競技再開はドロップボールによる。

第9条 インプレーおよびアウトオブプレー

- (1) 地上であると空中であるとを問わず、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えたとき。
 - (2) 主審によって競技が停止されたとき。
- (1) ボールがゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストにあたり競技場

内にはね返ったとき。

- (2) ボールが競技場内にいる主審または線審にあたったとき。
- (3) 違反があったと思われるが、まだ決定が下されていないとき。

第10条 得点

競技規則に特に規定されている場合を除いて、ボールが両ゴールポストの間と、クロスバーの下でゴールラインを完全に越えたとき得点となる。ただし、攻撃側の競技者が手や腕を使って、ボールを投げ込み、持ち込み、また故意に押し込んでも、得点とはならない。

競技中に得点の多かったチームを勝とする。ともに無得点であるか、または同点の場合、試合は引き分けである。

第11条 オフサイド

ボールがプレーされた瞬間に、ボールより相手側ゴールラインに近い位置にいる競技者は、次の場合を除いてオフサイドである。

- (1) その競技者が、自陣のコートにいるとき。
- (2) その競技者と相手側ゴールラインとの間に相手側競技者が2人以上いるとき。
- (3) ボールに最後に触れたのが相手側競技者であるか、又は最後にプレーしたのがその競技者自身であるとき。
- (4) その競技者が、ゴールキック、コーナーキック、スローインからのボール、または主審がドロップしたボールを直接受けようとするとき。

(罰則)

- (1) 本条の違反に対しては、違反の起きた地点で、相手側チームに間接フリーキックを与える。
- (2) オフサイドの位置にいる競技者であっても、プレーや、相手側競技者の妨害を

せず、しかもオフサイドの位置にいることを利用していないと主審が判断した場合には、この罰則を適用しない。

第12条 反則と不正行為

I 競技者が故意に次の9項目の違反をした場合には、違反の起きた地点で相手側チームに直接フリーキックを与える。

- (1) 相手をけりまたはけろうとすること。
- (2) 相手をつまづかせること。
- (3) 相手にとびかかること。
- (4) 乱暴なチャージ、または危険な方法で相手をチャージすること。
- (5) 妨害をしていない相手を背後からチャージすること。
- (6) 相手を打ちまたは打とうとすること。
- (7) 相手をおさえること。
- (8) 相手を押すこと。
- (9) ボールを手で扱うこと。ただし、自分の側のペナルティーエリア内にいるゴールキーパーには適用しない。

守備側の競技者が自分の側のペナルティーエリア内で、故意に上記の9項目の違反をした場合には、相手側チームにペナルティーキックを与える。

II 競技者が次の5項目の違反をした場合には、違反の起きた地点で相手側チームに間接フリーキックを与える。

- (1) 主審が危険と判断するような方法でプレーすること。
- (2) プレイングディスタンス外のショルダーチャージ。
- (3) ボールをプレーしないで故意に相手を妨害すること。
- (4) ボールを持っていないゴールキーパー、自己のゴールエリア内にいるゴールキーパーをチャージすること。
- (5) ゴールキーパーがボールを持ったり、はずませたり、または投げあげたりして、

他の競技者にプレーさせることなく、ふたたびボールをつかむなどする間に5歩以上歩くこと。

ゴールキーパーが単に時間をかせいで競技を引きのばし、自分のチームに不当な利益をもたらしていると主審が判断するようなかけひきをすること。

III 競技者が次の4項目の違反をした場合には、警告が与えられる。

- (1) 主審の承認を受けることなく、競技開始後に自分のチームに参加または復帰するために競技場に入ったり、競技進行中に競技場を出ること。(事故による場合を除く)
- (2) くり返し競技規則に違反すること。
- (3) 主審の下した決定に対して、言葉または行動によって異議を示すこと。
- (4) 非紳士的行為をすること。

上記の違反があった場合は、その違反の起きた地点で相手側チームに間接フリーキックを与える。

IV 競技者が次の3項目の違反をした場合には、退場が命じられる。

- (1) 乱暴な行為または著しく不正なプレーであると主審が判断するような行為をすること。
- (2) 口ぎたないまたは侮辱的な発言をすること。
- (3) 警告を与えられた後、さらに不正行為をくり返すこと。

退場を命じるために競技が停止された場合には、その競技者が他の違反をしていなければ、その違反の起きた地点で、相手側チームに間接フリーキックを与えることによって競技を再開する。

第13条 フリーキック

- (1) フリーキックには、直接フリーキック(相手側ゴールに対し直接得点すること

ができる)と、間接フリーキック(ゴールに入る前に、キックを行った競技者以外の競技者にボールが触れなければ得点とはならない)の2種類がある。

- (2) フリーキックを行う時はボールは静止していなければならない。
- (3) ボールがその外周の長さだけ移動したときにインプレーとなる。
- (4) フリーキックを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れた後でなければ再びボールをプレーすることができない。
- (5) 競技者が自分の側のペナルティーエリア内でフリーキックを行うときは、相手側の競技者はキックが行われるまでペナルティーエリア外にいて、しかもボールから少なくとも9m(少年は7m)離れていなければならない。ボールがペナルティーエリアを出たときにインプレーとなった後でなければ、ボールを手で受けることはできない。
- (6) 競技者が自分の側のペナルティーエリア外でフリーキックを行うときは、相手側の競技者はキックが行われるまでボールから少なくとも9m(少年は7m)離れていなければならない。ただし、相手側の競技者がゴールポスト間のゴールライン上に立つ場合は、離れる距離が短くてもよい。

第14条 ペナルティーキック

- (1) ペナルティーキックはペナルティーマークから蹴る。この時、キックを行う競技者および守備側のゴールキーパーを除いて、それ以外のすべての競技者はペナルティーエリア外で、かつペナルティーマークから少なくとも9m(少年は7m)離れていなければならない。すべての競技者は、この時、競技場内

にいなければならない。

- (2) 守備側のゴールキーパーはボールが蹴られるまで、両ゴールポスト間のゴールライン上に、足を動かさずに立っていなければならない。
- (3) ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方へ蹴らなければならない。
- (4) ペナルティーキックを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れた後でなければ再びボールにプレーすることは出来ない。

ボールはその外周の長さだけ移動したときにインプレーとなる。

- (5) ペナルティーキックから直接得点することができる。

(罰則)

- (1) 反則が守備側にあり、ゴールに入らなかった場合は再び行う。
- (2) 反則が攻撃側にあり、ゴールに入った場合はふたたび行う。
- (3) 第4項の違反に対しては、相手側に間接フリーキックを与える。

第15条 スローイン

ボールがタッチラインを越えた時、ボールに最後に触れた競技者の相手側チームにスローインの権利が与えられる。

- (1) スローインはボールの出た地点から競技場の任意の方向に投げ入れる。
- (2) スローインを行う競技者は競技場に向いて、両方の足の一部をタッチライン上、又はライン外の地面につけていなければならない。
- (3) スローインは両手を使い、頭の後方より頭上を通して投げ入れなければならない。
- (4) ボールが競技場に入ったときにインプレーとなる。
- (5) スローインを行った競技者は、ボール

が他の競技者に触れた後でなければボールに再びプレーすることはできない。

(6) スローインから直接得点する事はできない。

(罰則)

(1) スローインを正しく行わなかった場合には、その権利は相手側チームのものとなる。

(2) 第5項の違反に対しては、相手側チームに間接フリーキックを与える。

第16条 ゴールキック

ボールが得点の場合を除いて、ゴールラインを越えたとき、ボールに最後に触れた競技者が攻撃側である場合にゴールキックが行われる。

(1) ゴールキックはボールが出た地点に近いゴールエリア半分内より守備側競技者により、直接ペナルティーエリア外に出るように蹴られる。

(2) ゴールキーパーはインプレーになった後でなければ、ボールを手で受けられない。

(3) ボールが直接ペナルティーエリアの外に出ない場合は、インプレーにならないので再度行う。

(4) ゴールキックを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れた後でなければ、ふたたびボールにプレーすることはできない。

(5) ゴールキックから直接得点することはできない。

(6) ゴールキックが行われる時、相手側競技者は、キックが行われるまでペナルティーエリア外にいないなければならない。

(罰則)

第4項の違反に対しては、相手側チームに間接フリーキックを与える。

第17条 コーナーキック

ボールが得点の場合を除いて、ゴールラインを越えたとき、ボールに最後に触れた競技者が守備側である場合には、コーナーキックが行われる。

(1) コーナーキックは、ボールがゴールラインを越えた地点に近い側のコーナーエリア内にボールを置いて行われる。この際ボールは、コーナーエリアの内にボール全体がはいるように置き、攻撃側の競技者がける。

(2) コーナーフラグポストを動かしてはならない。

(3) コーナーキックから直接得点することができる。

(4) 相手側競技者は、ボールがインプレーになるまでボールから少くとも9m(少年は7m)離れていなければならない。

(5) コーナーキックを行った競技者は、ボールが他の競技者に触れた後でなければ、再びボールにプレーしてはならない。

(罰則)

(1) 第5項の違反に対しては、相手側チームに間接フリーキックを与える。

(2) 本条のその他の違反に対しては、コーナーキックを再び行わせる。

フェイント

私共の友達であるセルジオ君は子供達に聞きます。「フェイントって何だい？」子供達は言います。「相手をだますことだ」と。セルジオ君はそれを言い直します。「フェイントとは相手の逆をとることだ」と。

何を言いたいかという、ここに書いた文章はフェイントだと言うことです。信じてはいけません。フェイントにかからないようにして下さい。

サロンフットボールとガーデンフットボールのルールが、何故同じではいけないかと聞く人がいます。それは、でもプレーする人達が決めるでしょう。ただ土や芝生の上と、床やアスファルトの差は大きいということ。そのコートの子質が競技の質をずい分変えると思います。要はその競技が面白いかどうかですから。つまり参加する人達は、その競技をやって楽しいかどうかであり、サッカーの指導者は、それがサッカーの発展にどう役立てられるかという判断をすると思います。

さて、私共は子供達がサロンやガーデンを楽しむことによって、サッカーに必要なあるベースをつくるには大いに役立つと思います。サッカーセンス、アイデアの豊富さ、対敵動作の敏捷性、ボール扱いの正確さ、プレーの早さ、ドリブルの多彩性、パス・シュートの正確さ、etc. etc.

私共はもう1つ、知的な守備、攻守のリズムを子供達に感じさせはじめてもよいのではないかと考えました。近代サッカーの個人の技術の上に立った組織的な守り、次の攻撃を考えた守り、プレッシャーとオフサイドトラップを含めたものを子供達に感じはじめてもらってもよいように思いました。11人のサッカーではなく、より単純化された8-a-Sideならできそうな気がして。

私共もまだ取組はじまったばかりですから、もっといろんなことをこころみて、結果を出したいと思います。子供のサッカーもステップバイステップだし、私共もステップバイステップです。

諸先生方になんらかの参考になれば、例え反面教師としてでも、幸に存じます。さらに、もしお気づきの点がございましたら、御教示頂けるよう切にお願い申し上げます。

編 集 柴 田 勣
鍋 島 和 夫
秋 田 信 也

連絡先 東邦大学体育研究室

〒274 千葉県船橋市三山2丁目2番1号

電話 0474(72)1141

定価 400円